

人とペットの 防災ハンドブック



秦野市

目次

1	はじめに	1
---	------	---

～日頃の備え編～

2	飼い主として準備しておくこと	3
---	----------------	---

- (1) 飼い主の明示
- (2) しつけ
- (3) 健康管理
- (4) 防災用品
- (5) 自宅の災害対策
- (6) 避難を想定した準備
- (7) ペットの一時預け先の確保
- (8) 地域での良好な関係づくり

～飼い主とペットの避難編～

3	災害が発生したら	15
---	----------	----

- (1) 安全確保
- (2) 避難の判断
- (3) ペットとの同行避難

4-1	避難所について	17
-----	---------	----

- (1) ペットの管理場所の設置
- (2) ペットの管理ルール決定

4-2	避難所以外でのペットの管理方法	22
-----	-----------------	----

- (1) 自宅で管理（在宅避難）
- (2) 施設などにペットを預ける
- (3) その他

4-3	災害発生時のフローチャート	23
-----	---------------	----

5	それぞれの役割	24
---	---------	----

6	「ペットの防災マニュアル」改訂に係る意見交換会	25
---	-------------------------	----

～参考資料～

- 1 ペット受入れ簿
- 2 ペット個票
- 3 秦野市広域避難場所一覧
- 4 動物関連の問い合わせ先一覧

1 はじめに

飼い主として最も重要なことは、ペットの幸せを一番に考えて行動することです。

本市では、約9千頭の犬の登録があり、同数以上の猫が飼育されていると見込まれ、多くのペットが人と生活していると考えられます。このような中で災害が発生した場合、多くの飼い主がペットと一緒に避難しようとするでしょう。

しかし、被災者の中には、動物を飼育していない方などもあるため、多くの課題が予想されます。実際に、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月に発生した熊本地震では、避難所においてペットの受入れに苦慮した事例やペットの鳴き声・臭いなどを原因とするトラブルの発生が報告されています。

また、災害が発生した場合、ペットの安全確保や同行避難など、ペットの命を守るために必要な行動は、全て飼い主の責任となります。ペットに関すること以外にも、被災者として、避難所などの運営に協力する義務があり、飼い主は、多くの役割を担うことになります。

ペットとの避難に関する様々な課題を克服し、スムーズな避難生活を行うためには、飼い主としての心構えや平常時からの準備が大切になります。

そこで、本ハンドブックでは、飼い主が平常時に取り組む必要があることを明記し、発災後の内容についても整理しました。

人と大切なペットの幸せを守り、地域の方々と一緒に災害を乗り越えるための参考にしてください。

※「ペット」とは、愛玩を目的に飼育されている動物のことであり、主に犬や猫などの小動物になります。人に危害を加えるおそれのある特定動物については、専用の施設で飼育及び保管する義務があるため、避難場所などで受入れることはできません。事前に預け先を決めておきましょう。

※「災害」とは、雨・水・風などを起因とする気象災害、地震、火山噴火など自然現象により生じる災害（自然災害）になります。

～日頃の備え編～

2 飼い主として準備しておくこと

|| (1) 飼い主の明示

災害発生時、飼い主がペットと一緒にいるとは限らず、離れた場所にいる可能性もあります。もしも、ペットと離れ離れになってしまった場合、保護されたペットが飼い主の元に戻りやすくするため、飼い主を明示しておくことが大切になります。

ペットの首輪に迷子札（ペットの名前、飼い主の名前・住所・連絡先などを書いたもの）や鑑札・狂犬病予防注射済票（犬の場合）などの飼い主が特定できるものを装着しておきましょう。

また、消失のおそれがなく、ペットの身元証明として確実なマイクロチップの装着も有効です。

○首輪と迷子札の装着

※猫は引っ掛かり防止のため、力が加わると外れやすい首輪が推奨されます。

○マイクロチップの装着

○鑑札及び狂犬病予防注射済票の装着（犬のみ）

※犬は、狂犬病予防法により、生涯一度の登録が義務付けられています。飼い犬への鑑札及び注射済票の装着についても義務付けられています。犬の登録がまだ済んでいない方は、市役所で登録の手続きを行ってください。



犬鑑札



狂犬病予防注射済票

マイクロチップとは・・・

マイクロチップは、直径2mm、長さ8～12mmの円筒型の器具で、首の後ろの皮下に注射器により装着します。マイクロチップには、15桁の数字（個体識別番号）が記録されており、専用の読取機（マイクロチップリーダー）で読み取ることで、数字が判明し、その情報を基に飼い主を特定することができます。

マイクロチップの数字には、飼い主の名前・住所・連絡先、ペットの名前などを登録し、登録は飼い主が行います（登録情報が変更になった場合、変更手続きが必要になります）。データは登録機関のデータベースに登録され、獣医師及び動物愛護関係者（行政など）のみが見ることができ、一般には公開されません。

マイクロチップは、一定以上の大きさの哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類に装着可能であり、一度装着すると破損や消失することがほとんどなく、半永久的に使用できることから、ペットの身元証明として最も有効になります。



マイクロチップ



マイクロチップリーダーの例

マイクロチップリーダー設置施設

施設名	住所	連絡先
神奈川県動物愛護センター	平塚市土屋401	58-3411
神奈川県平塚保健福祉 事務所秦野センター	秦野市曾屋2-9-9	82-1428
秦野市生活環境課	秦野市桜町1-3-2	86-6037

※この他、秦野市内の動物病院でも所有している施設があります。

|| (2) しつけ

災害発生時、ペットはパニック状態に陥り、日頃とは異なる行動を起こす場合があります。その際、ペットの安全を確保し、ペットとの同行避難を速やかに行うためにも、ペットをケージやキャリーバッグに慣れさせておきましょう。

また、避難生活では、動物が苦手な方や動物アレルギーを持つ方などがあるため、飼い主は、周りに迷惑が掛からないよう努める必要があります。

日頃から、「おいで」などの飼い主の求めに応じること、決められた場所でトイレができるなどの十分なしつけを行うとともに人や他の動物を怖がったりしないなどの社会性を身に付けておくことも大切です。

さらに、災害時には、普段食べているペットフードが入手できず、救援物資のペットフードも普段のものと異なることがあるため、様々な種類のペットフードに慣れさせておきましょう。

- ケージやキャリーバッグなどに入るのを嫌がらない
- おいで、待て、お座り、伏せなどができる
- トイレが決められた場所でできる
- 不必要に吠えない
- 家族以外の人や他の動物を怖がったり、攻撃したりしない
- 様々な種類のペットフードを食べることができる



|| (3) 健康管理

災害時には、衛生環境の悪化から様々な感染症が発生するおそれがあり、他の動物との接触機会が多くなることから、ペットの感染リスクも高くなります。感染症の中には、狂犬病やダニ媒介感染症などのペットから人に感染する病気（動物由来感染症）もあります。

また、避難生活において、ペットはストレスから体調を崩しやすく、嘔吐・下痢・食欲不振などの症状が表れやすくなります。

平常時から、かかりつけの動物病院で予防注射や寄生虫（ノミ、ダニ、フィラリアなど）対策を定期的に行い、トリミングなどを通してペットの健康を維持しておくことが大切になります。



○狂犬病予防注射が済んでいる

○混合ワクチンの接種が済んでいる

※アレルギーや疾患などの理由から予防注射ができない動物もいます。

○ノミ、ダニ、フィラリアなどの寄生虫対策をしている

○シャンプーやトリミングにより清潔を維持している

○不妊・去勢手術を行っている

狂犬病について…

狂犬病は、人や犬など全ての哺乳類が感染する可能性があり、効果的な治療がなく、感染後発症してしまうと、ほぼ100%亡くなります。国内では、人は昭和31年（1956年）、動物は昭和32年（1957年）の猫での発生を最後に発生していませんが、周辺諸国では依然発生しており、全世界における年間の死亡者数は約5万5千人となっています。

国内での発生防止を目的として、狂犬病予防法により、犬に対して毎年一回のワクチンの接種が義務付けられています。

ダニ媒介感染症について…

ダニ媒介感染症は、病原体を保有するダニに刺咬されることで発生する感染症です。重症熱性血小板減少症候群（SFTS）はダニ媒介感染症の一つであり、感染すると6～14日の潜伏期の後、発熱・下痢などの症状が表れます。重症化すると、亡くなってしまう場合もあります。

国内では、平成29年10月に犬から人へ感染した事例が報告されています。

SFTSウイルスを保有しているダニは極めてまれですが、ダニは鹿などの野生動物が運んでくるなどして草むらに多く生息しているため、人は肌を露出しない（長袖長ズボンの着用）ことや草むらに近寄らないなどの対応を行い、ペットは定期的な予防薬の投与が大切になります。

犬や猫の不妊・去勢手術について…

不妊・去勢手術は、ストレスの軽減、病気の予防、問題行動の抑制などに効果があります。災害時には、逃げ出したペットによる繁殖を防止することができます。ペットの繁殖が目的ではない飼い主は、手術を受けることを検討しましょう。

|| (4) 防災用品

市が開設する避難所には、ペット用の物資は備蓄されていません。ペットの防災用品は、飼い主が用意する必要があります。

大規模災害時は、ペット用の救援物資が手元に届くまで長い時間が掛かると予想されるため、ペットの防災用品は、少なくとも5日分（できれば7日分以上）準備しておきましょう。療法食や薬については、さらに長期間分の準備が必要です。

また、防災用品には優先順位を付け、優先順位の高い物は、カバンなどに入れ、玄関などの持ち出しやすい場所に置いておきましょう。大きい物や重い物などの避難の妨げになる物は、駐車場や倉庫などに保管しておき、一旦避難した後に安全確認をしてから持ち出せるようにしておきましょう。



ペットの防災用品の例

優先順位 上位

- ケージやキャリーバッグ（扉が付いた物）
- ペットフード・飲料水（少なくとも5日分、できれば7日以上）
- 療法食・薬（入手できない場合を考え、多めに備蓄）
- 首輪・リード（予備用も含む）
- 口輪（トラブル防止のため、ペットを歩かせて避難する場合は必要）
- トイレ用品（ペットシート、新聞紙、ビニール袋、スコップなど）
- ワクチンの接種状況が分かるもの（注射実施カードや証明書など）
- 飼い主の連絡先などの情報が書かれたもの
- 飼い主とペットが写っている写真（飼い主の特定に有効）
- ペット用の食器
- ガムテープや油性ペン（ケージなどの修復・補強やペットに関する情報の掲示など多用途に使用可能）

優先順位 下位

- ビニールシート（ペットの管理場所での雨風除けなどに使用）
- タオル・ブラシ・ウェットティッシュ
- ペット用の靴（がれきなどによる怪我防止のため）
- お気に入りのおもちゃ
- 洗濯ネット（猫の保護や診療などに使用）

|| (5) 自宅の災害対策

飼い主とペットの安全を守るためには、自宅の災害対策が重要になります。地震対策としては、自宅の耐震強度の確認、窓への飛散防止フィルムの貼り付け、家具・家電への耐震補強グッズの取り付け、家具の配置の見直しなどを行い、物の落下や転倒により、飼い主とペットに危害が加わらないようにしましょう。さらに、自宅の危険ブロック塀の撤去など屋外での対策も必要になります。

また、ペットを室内で放し飼いしている場合は、ペットが身を隠すことができる安全な場所（耐震補強した部屋や押入れなど）を確保しておく必要があります。屋外で飼育している場合は、塀の倒壊や土砂崩れ、増水など、災害時に起こりうる被害を考慮し、係留方法などを工夫しましょう。

- 自宅の耐震強度を確認する
- 窓に飛散防止フィルムを貼る
- 家具・家電に耐震補強グッズを取り付ける
- 家具の配置の見直し（特に寝室やペットの飼育部屋）
- 感震ブレーカーを設置する（通電火災を防ぐため）
- 自宅の危険ブロック塀を撤去する
- 安全な避難場所の確保（室内で放し飼いの場合）
- 係留方法などの見直し（屋外飼育の場合）

|| (6) 避難を想定した準備

地震が発生した場合に備え、自治会避難場所や広域避難場所、避難ルートなどの確認をしておく必要があります。複数の避難ルートを考えておき、避難場所までの所要時間や危険な場所を確認しておくことが、安全な避難につながります。「秦野市地区別防災マップ」や「秦野市地区別洪水ハザードマップ」を確認し、住んでいる地区の被害想定などを把握して、災害への対策や避難方法について日頃から家庭内で話し合っておきましょう。

風水害時は、市から高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の避難情報

が発令された場合に備え、避難所となる公民館への避難ルートを確認しておきましょう。

また、本市では、避難情報などの緊急性の高い防災情報を取得するための様々なツールがあるので、確実な防災情報を入手しましょう。

①秦野市緊急情報メール

防災情報を携帯電話やスマートフォン向けに緊急情報メールとして配信しています。緊急情報メールを受信するためには、登録が必要ですので、まだ登録をしていない方は「秦野市緊急情報メール配信システム」の登録を行いましょ。

○秦野市緊急情報メール配信システムの登録方法

登録は【bousai.hadano-city@raidan3.ktaiwork.jp】のアドレスに空メールを送信(右のQRコードからも空メール送信できます。)し、登録手続を行う必要があります。空メール送信後、仮登録受付メールが届きますので、メール本文のURLから配信を希望する情報の登録を行います。その後、本登録完了メールが届き、登録完了となります。



【全キャリア対応】



②秦野市総合防災情報システム

発生した災害による、被害状況や避難所の開設状況・避難者数などがパソコンやスマートフォンなどを通じて、リアルタイムな状況を把握することができます。

また、避難所の開設状況と併せて、駐車場の空き状況やペット受入れの可否なども把握でき、地域の状況に応じた確実な避難行動に役立てることができます。

○秦野市総合防災情報システムの閲覧方法

秦野市総合防災情報システムは、市ホームページ、市公式LINEなどから閲覧することができます。

URL	https://iot.trims-cloud.net/hadano_bosai/deploy/html/index.cgi
市ホームページ	安全・安心のために → 総合防災情報をクリック
市公式LINE	安全・安心 → 総合防災情報をクリック  LINE 登録用 QR コード
QRコード	秦野市総合防災情報で検索  QR コード

避難情報ごとの行動について…

○高齢者等避難（警戒レベル3）

高齢者や障がい者、小さなお子さんがいる方などの避難に時間を要する方とその避難を補助する方は避難を開始してください。その他の方は、避難の準備を行います。

○避難指示（警戒レベル4）

速やかに安全な場所へ避難する必要があります。外に出ることで、命に危険が及ぶ場合は、屋内のより安全な場所に避難します。

○緊急安全確保（警戒レベル5）

すでに災害が発生・切迫している状況ですので、命を守る最善の行動をとってください。

|| (7) ペットの一時預け先の確保

災害が発生し、飼い主とペットが一緒にいる状況で避難が必要になった場合、避難場所へ一緒に避難することができますが、長期間の避難生活は、ペットに大きなストレスを与え、体調を崩しやすくなります。そのため、遠方の親戚や友人などにペットを一時的に預けることができるようお願いをしておくなど、預け先の確保を検討しておきましょう。また、人に危害を加えるおそれのある特定動物については、専用の施設で飼育及び保管する義務があるため、避難場所などでの受入れはできません。事前に預け先を決めておきましょう。

○一時的なペットの預け先（親戚や友人など）を確保する

|| (8) 地域での良好な関係づくり

災害対策には、飼い主の平常時からの準備（自助）が最も大切ですが、地域における準備（共助）も大切になります。地域における準備で大切なことは、近所の方に自分のペットのことを知ってもらい、良好な関係を構築しておくことです。日頃からペットの飼育マナー（糞尿の処理など）に気を配り、挨拶やコミュニケーションを通じて、地域の方とお互いに助け合い、協力することができる関係を築いておきましょう。

また、ペットだけで留守番をしている場合など、万が一のときにペットを助けてもらうことができるよう、ペットレスキューステッカーの掲出や留守中の対応について近所の方をお願いをしておくことも必要になります。

○近所の方に自分のペットを知ってもらう

○糞尿の処理や不必要に吠えないなどの飼育マナーをしっかりと守る

○近所の方とコミュニケーションをとる

○ペットレスキューステッカーを貼っておく

○留守中の対応についてお願いをしておく

～飼主とペット の避難編～

3 災害が発生したら

|| (1) 安全確保

災害が発生した場合、初めに飼い主自身の安全を確保してください。飼い主の安全が確保できたら、続いてペットの安全を確保しましょう。ペットも混乱し、日頃と異なる行動を起こす可能性がありますので、首輪とリードを装着する、ケージやキャリーバッグに入れるなどして安全を確保する必要があります。



|| (2) 避難の判断

ペットと一緒にいる場合、災害の種類や被災状況などから、避難するか、自宅に留まるかを飼い主が判断する必要があります。避難情報が発令され、自宅の倒壊や火災、洪水などの危険が迫っている場合は、避難場所や安全な場所に避難します。その際、準備しておいた防災用品を持ち出すようにしましょう。自宅が安全な状況であり、危険が迫っていない場合は、自宅に留まることも選択肢として考えられます。

また、ペットと離れた場所にいる場合は、飼い主自身の安全を確保した上で、被災状況や避難情報から、ペットを連れに自宅に戻るか、一人で避難するかを判断しましょう。留守の場合を想定した対応について、平常時から検討しておくことが重要になります。

|| (3) ペットとの同行避難

災害が発生し、飼い主とペットと一緒にいる状況で避難が必要になった場合、避難場所までペットと一緒に避難（同行避難）しましょう。ペットは自分の身を守ることができず、飼い主のそばにいて安心することができます。



避難する際、小型の動物は首輪とリードを装着した上でケージやキャリーバッグなどに入れて避難してください。中・大型犬など、リードを装着して歩いて避難する場合は、塀の倒壊などの危険性がありますので、十分注意しながら避難してください。

また、がれきによって足を怪我してしまったり、他の方へ予期せぬ怪我を負わせてしまうおそれもありますので、ペット用の靴を履かせたり、口輪を付けるなど、安全性の確保について十分な対策を行いましょう。

同行避難及び同伴避難の違い

「同行避難」は、避難所まで一緒に避難してくることをいい、一方「同伴避難」とは、同行避難後に避難者がいるスペースや同一施設内でも一緒に避難生活することをいいます。

身体障害者補助犬法に基づき特別な訓練を受け、認定された犬(盲導犬、介助犬及び聴導犬等)は、障がい者のパートナーでありペットではありません。補助犬は、人と同じ空間で避難生活を送る「同伴避難」が可能となりますが、アレルギー等を起こす可能性のある他の避難者に対しての配慮が必要となりますので、避難所の受付で補助犬であることを申し出てください。

4-1 避難所について

本市では、地震災害の避難所として、カルチャーパーク総合体育館及び市内の小中学校23か所を広域避難場所（第一次避難所）に指定しています。第一次避難所で収容できない避難者がいるなど、必要な場合に第二次避難所（各公民館、幼稚園、高等学校など）が開設されます。風水害の場合には、初めに公民館が避難所として開設されます。飼い主とペットが一緒にいる状況で避難が必要になった場合、避難所までペットと一緒に避難（同行避難）しましょう。

※原則、ケージやキャリーバックに入れた状態で、避難してください。

避難所におけるペットの管理に関することは、各避難所におけるルールを守った上で、全て飼い主の責任で行うこととなります。避難所には多くの方が避難することが予想されますので、ペットに関連するトラブルを避けるため、飼い主は、周りの方に迷惑が掛からない状況の確保に努めながら、マナーとルールを守り、ペットの適正管理を行ってください。

また、大規模地震時に開設する広域避難場所では、ペットとの同伴避難に伴い、ペットの管理場所やペットの管理ルールが決められます。決められたペットの管理ルールなどが守られない場合、ペットとの同伴避難ができなくなる場合があります。避難所によっては、被災状況や避難者数などからペットとの同伴避難ができない場合もあります。

様々な可能性が考えられるため、事前に預け先の確保を検討しておきましょう。

なお、狂犬病予防注射を接種していない犬については、避難所での受入れができませんので、必ず接種するようにしてください。

※「身体障害者補助犬法」に規定される補助犬は、人と同じ空間で避難生活を送る「同伴避難」が可能となりますが、アレルギー等を起こす可能性のある他の避難者に対しての配慮が必要となりますので、避難所の受付で補助犬であることを申し出てください。

|| (1) ペットの管理場所の設置

全ての広域避難場所には、市職員（施設管理者や地区配備隊）と避難所運営委員会（自治会代表者などで運営する組織）において、各広域避難場所におけるペットの管理場所が決められています。

本市の広域避難場所の多くは小・中学校であり、学校業務が優先となることから、ペットの管理場所は屋外となる場合が多くなります。

原則、避難者がいるスペースや同一施設内ではペットと一緒に避難生活することができません。決められた管理場所で、ペットの適正管理を行ってください。

ペットの管理場所のポイント

1 人の居住場所と分ける。

・・・動物が苦手な方やアレルギーがある方などへの配慮から、人の居住場所と分ける必要があります。

2 鳴き声や臭いが届かないように人の居住場所から離れた場所に設置する。

・・・避難してきたペットは健康状態が不安定なため、人の居住場所に入れてしまうと、感染症の発生などのおそれがあります。

また、鳴き声や臭いからトラブルが発生する可能性もありますので、人の居住場所から離れた場所に設置する必要があります。

3 屋外管理の場合、日差しや雨風が避けられる場所に設置する。

・・・駐輪場や軒下などの屋根がある場所やテントを利用し、その周りをビニールシートなどで囲むなどの対応を検討しましょう。

4 可能な限りペットの種類・大きさ・性別で分ける。

・・・ペットは、他の動物たちと一か所に集められてしまうと、強いストレスを感じてしまうため、可能な範囲で、種類・大きさ・性別で分けることも大切になります。

5 飼い主や許可された方以外の管理場所への立入りは禁止する。

・・・ペットの健康被害（飼い主の許可なく物を与えてしまう）や咬傷事故などのトラブルを防止するため、必要な対策になります。

|| (2) ペットの管理ルール決定

避難所ごとに、ペットの管理ルールを設けることが重要になります。

避難所におけるペットの管理ルールは、ペットとの同伴避難を可能にするため、飼い主が守るべきものになりますので、避難している全ての飼い主で共有し、徹底を図りましょう。

ペットの管理ルールが守られない場合、避難所でのペットの管理ができなくなる可能性もあります。

避難所では、避難している飼い主で「飼い主の会」を結成し、避難所運営の中心を担う避難所運営委員会（全ての避難者が主体となって運営する組織）との連携やペットの管理に協力して取り組んでいくことも大切になります。飼い主の会では、代表者や役割分担（管理、情報、清掃、給餌班など）を決め、それぞれの役割に沿って活動します。

ペットの管理ルールの一例は、次頁のとおりになりますので、参考にしてください。

ペットの管理ルールの例

避難所におけるペットの管理ルールは、次のとおりです。飼い主の方は、守るように心掛けてください。

- 1 人が優先であることを理解し、周りの方に迷惑が掛からないようペットの管理を行ってください。
- 2 避難所に同伴避難できるのは、犬や猫などの小動物になります。
※人に危害を加えるおそれのある特定動物は、受入れることができません。
- 3 ペットは、決められた場所で管理してください。
※決められた場所以外では、ペットの管理はできません。
- 4 ペットの管理に当たっては、ケージやキャリーバッグなどに入れるか、柱などに係留するなどしてください。
- 5 人の居住場所には、ペットを入れしないでください。
※盲導犬・介助犬・聴導犬などは除きます。
- 6 「飼い主の会」を結成し、避難所運営委員会との連携を図りながら、ペットの管理に必要なことを行ってください。
 - (1) 飼い主の会の代表者の決定
 - (2) 役割分担（管理、情報、清掃、給餌班）の決定
 - (3) ペットの管理場所の設置及び管理
 - (4) 作業当番の決定
 - (5) ペットの管理場所やその周辺の清掃及び消毒
 - (6) ペットの管理ルールの確認及び周知徹底【管理班】
 - (7) ペット受入れ簿の作成及び管理【情報班】
 - (8) 集積した廃棄物や排せつ物の処理【清掃班】
 - (9) 救援物資（ペットフードなど）の搬入や分配【給餌班】
- 7 給餌は決まった時間に行い、残ったペットフードなどは必ず片づけてください。
※管理場所の衛生状態を清潔に保つために必要になります。
- 8 トイレやブラッシングは決められた場所で行い、後処理は必ず行ってください。
※排せつ物や抜け毛の不適切な処理は、臭いやアレルギーの原因となり、トラブルに発展する可能性があります。
- 9 散歩や運動を行う際は、トイレを済ませてから避難場所外や避難場所内の決められた場所で行ってください。
※リードを装着し、短く持つなどしてください。
- 10 苦情やトラブルが生じた場合、飼い主が責任を持って対応してください。
- 11 避難生活はペットにとってストレスになりますので、遠方の親戚や友人などにペットを一時的に預けることも検討してください。
- 12 その他、避難所運営委員会などの決定や指示に従ってください。

4-2 避難所以外でのペットの管理方法

避難所以外でのペットの管理方法として、次のような選択肢が考えられます。その時点での状況を踏まえながら、選択することが必要になります。

|| (1) 自宅で管理（在宅避難）

自宅が安全な状況であり、危険が迫っていない状況であれば、飼い主も自宅に留まり、ペットと共に在宅避難することが選択肢になります。ただし、救援物資や情報などを避難所に入手しに行く必要があります。

また、二次災害の危険性がない場合、飼い主は避難所、ペットは自宅に留まり、自宅までペットの世話をしに行く方法も考えられます。

|| (2) 施設などにペットを預ける

民間の施設や平常時からお願いをしていた遠方の親戚や友人などにペットを一時的に預けることを選択肢として検討しましょう。

|| (3) その他

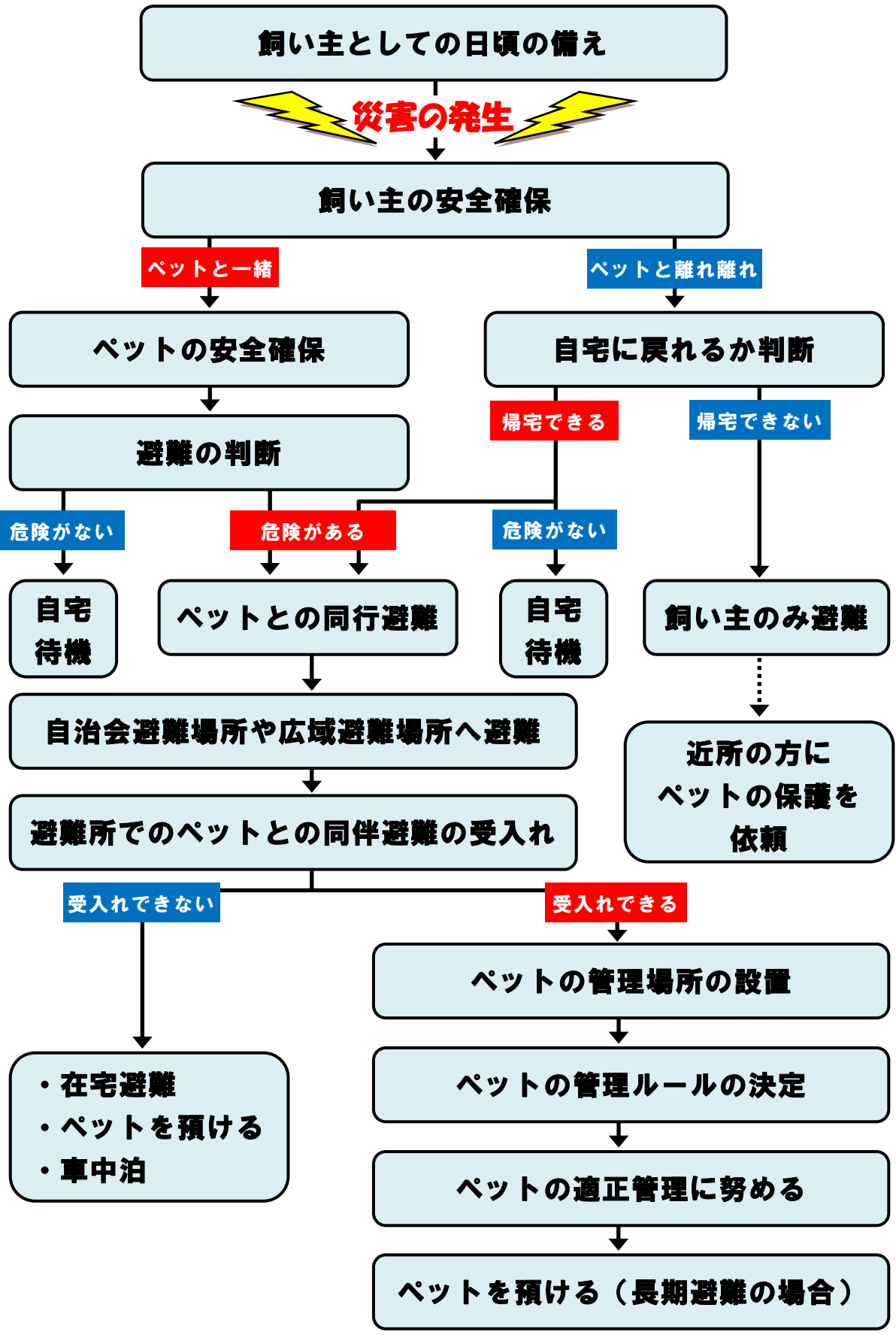
自動車での管理（車中泊）も選択肢として考えられますが、車中泊ができない場合もありますので、避難所では避難所運営委員会、それ以外の場所では、その場所の管理者などの指示に従ってください。

車中泊の場合、飼い主がエコノミークラス症候群や熱中症を発症するおそれがありますので、適度な運動や十分に体を伸ばして睡眠できる環境の確保、遮光や換気など、それぞれへの対策が必要になります。

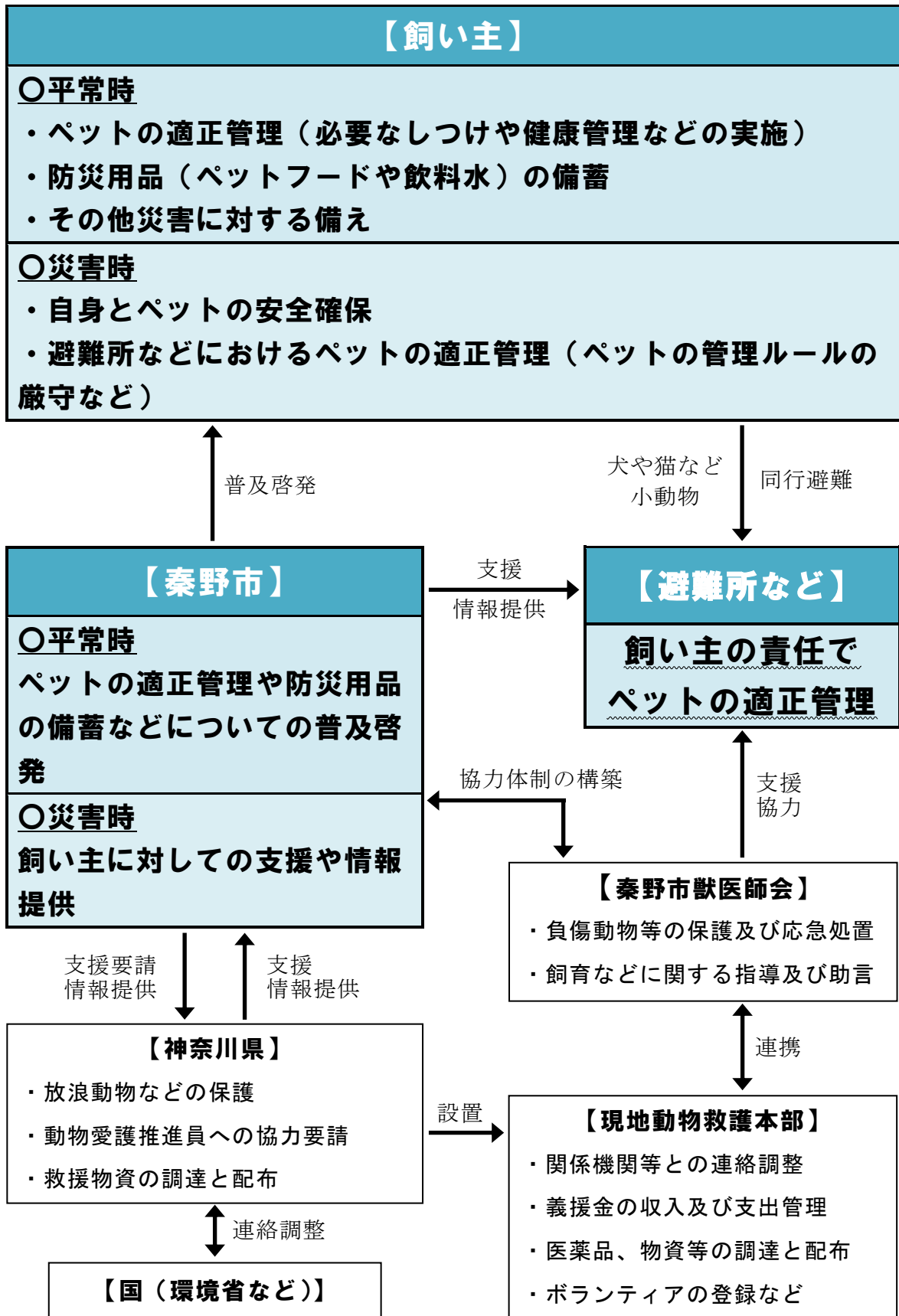
また、飼い主が車を離れる際などは、可能な限りペットを連れていき、車内にペットを放置しないようにしてください。

被災状況によっては、今後のペットの飼育が厳しくなることもあります。その場合は、ペットの今後のことを考え、他の方へ譲渡することも選択肢となります。

4-3 災害発生時のフローチャート



5 それぞれの役割



6 「ペットの防災マニュアル」改訂に係る意見交換会

○参加者一覧

第1回開催日：平成29年11月8日

第2回開催日：平成30年3月14日

(順不同敬称略)

NO.	所属		氏名
1	秦野市獣医師会	みたけ動物病院	三嶽史雅樹
2		山本どうぶつ病院	山本 真朗
3	公益社団法人 神奈川県獣医師会	災害対策委員	深作 恵
4	動物愛護 ボランティア団体	相模どうぶつ愛護の会	会長 佐藤 桂子
5		秦野市猫との暮らしを考える会	会長 吉木千枝子
6	秦野市自治会	秦野市鶴巻地区自治会連合会	会長 宮川 邦生
7	神奈川県	平塚保健福祉事務所秦野センター環境衛生課	
8		動物保護センター業務課（現：動物愛護センター）	
9	秦野市	市長公室防災課（現：くらし安心部防災課）	
10		こども健康部健康づくり課 （現：環境産業部生活環境課）	

～**参考資料**～

ペット受入れ簿

避難所名 ()

NO. _____

番号	入退所日	飼育者	種類	呼び名	性別	体格	毛色	年齢	備考(病歴・性格・特徴など)	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無
1	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
2	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
3	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
4	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
5	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
6	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
7	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
8	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未
9	入所日 退所日	氏名 住所 連絡先	犬・猫 その他 ()		オス メス	大・中 小・幼				【登録】有・無 【狂注】済・未

ペット個票（犬用）

受付番号		入所日		退所日	
氏名			連絡先		
住所					
種類		名前		性別	オス ・ メス
体格	大・中・小・幼	毛色		年齢	
鑑札番号		狂犬病予防注射	済(番号:) ・ 未		
不妊・去勢	済 ・ 未	ワクチン接種	済(種類:) ・ 未		
マイクロチップ	済 (番号:) ・ 未				
病歴					
備考					

ペット個票（猫用）

受付番号		入所日		退所日	
氏名			連絡先		
住所					
種類		名前		性別	オス ・ メス
体格	大・中・小・幼	毛色		年齢	
不妊・去勢	済 ・ 未	ワクチン接種	済(種類:) ・ 未		
マイクロチップ	済 (番号:) ・ 未				
病歴					
備考					

ペット個票（その他の動物用）

受付番号		入所日		退所日	
氏名			連絡先		
住所					
種類		名前		性別	オス ・ メス
体格	大・中・小・幼	毛色		年齢	
病歴					
備考					

秦野市広域避難場所一覧

※風水害の場合には、初めに最寄りの公民館が避難所として開設されます。

NO	避難場所名	該当自治会
1	本町小学校	中曽屋 下曽屋 大道 乳牛第1 乳牛第2 乳牛第3 乳牛第4 本町上宿 東道 台町 仲宿 片町 上大槻 中里 ストリームタウン
2	本町中学校	西の庭 桜町 乳牛柳町 上曽屋
3	末広小学校	入船 山谷 池の島 蔵ノ前 御門 県営秦野団地 河原町 中野 オヶ分 秦野市くず葉台 公団くずは台団地 下落合 ライオンズガーデン秦野 小金沢 落合東の一部 フローレンスパレス秦野 落合西 道場下 日神パレスステージ秦野中央 日神パレスステージ秦野
4	南小学校	北町の一部 南町 小原町 西町 味噌田下 上町 峰ノ台 中町 諏訪町 サンライフ秦野グランディア 今川町一 今川町2 上今川町 上方町 白井戸町第2 ハイタウン
5	南中学校	三協町 宮町 北町の一部 清水町 緑町 鈴張町
6	南が丘小学校	新田町 開戸町 東町 秦野南が丘さざんか街区 南が丘さくら 秦野南が丘ウェルシー 秦野南が丘エクシード 秦野南が丘オリーブ 白井戸町第1
7	南が丘中学校	小原台 八幡山 秦野南が丘さつき東 さつき南 南が丘アベリア
8	カルチャーパーク総合体育館	曾屋原 はだの台 富士見町 ダイアパレス秦野 新町 三屋 みなせ
9	東小学校	上宿上 上宿中 上宿下 谷戸池端 上宿西 西沢 道場 才玉 上原 入の沢 落合東の一部 落合官舎 落合原
10	東中学校	下宿 井之城 東田原中庭 八幡 東田原前原 象ヶ谷戸 蓑毛上 蓑毛中 蓑毛下 小蓑毛 角ヶ谷戸 竹ノ内 久保 ニッ沢 清水 宝ヶ谷戸 宝作 東ノ原
11	北小学校	羽根東 羽根中 羽根西 菩提原 菩提中東 菩提中西 菩提上東 菩提上西
12	北中学校	横野上 横野下 戸川上 戸川中 戸川原 戸川西
13	大根小学校	南矢名下第1 南矢名下第2 南矢名下第3 南矢名学園台 宿矢名の一部
14	大根中学校	北矢名日の出 東映団地 秦野マンション 東海大学前パークホームズ
15	広畑小学校	南矢名上の一部 南矢名中部 南矢名オレンジヒル 興人南矢名 下大槻第1 下大槻第2 下大槻南平 下大槻団地 クリオ東海大学前壺番館 宿矢名の一部
16	鶴巻小学校	鶴巻中部 鶴巻第1 鶴巻第2 鶴巻第3 代々木 鶴美ヶ丘 鶴巻東ヶ丘 鶴巻団地 黄金台 鶴巻ひかりの街 鶴巻ひかりの丘 ライオンズマンション鶴巻温泉 プランベール鶴巻 コスモステージ鶴巻温泉
17	鶴巻中学校	鶴巻上部 大椿台 コーポ鶴巻 鶴巻サマリヤマンション ベルヴィル鶴巻 北矢名東部 北矢名南部 北矢名北部 北矢名第1 おおね台団地 南矢名上の一部
18	西小学校	上大倉 大倉 鍛冶ヶ谷戸 宮久保 北 上関 森戸 黒木 欠畑 波多川 新生町 学校前1 学校前2 堀川上 堀川中 堀川中道 堀山下東 下関の一部
19	西中学校	沼代1 沼代2 沼代3 沼代4 沼代5 沼代6 学校前3 学校前4 曲松4
20	渋沢小学校	千村1 千村2 千村3 千村4 千村5 千村6 千村台 渋沢上 曲松新町 新渋沢 曲松1 曲松2 曲松6 曲松7 曲松9 曲松10
21	渋沢中学校	渋沢中 渋沢下 渋沢上窪 渋沢中第1 渋沢新光団地 峠 石打場 北の沢南 栃窪 渋沢相互住宅
22	堀川小学校	学校前5 学校前6 学校前7 堀川下 北の沢 曲松3 曲松5 曲松8 曲松11 曲松12 堀川東 下関の一部
23	上小学校	菖蒲1 菖蒲2 菖蒲3 菖蒲4 柳川1 柳川2 八沢 三廻部 秦野湯の沢団地

動物関連の問い合わせ先一覧

問い合わせ内容	連絡先
<ul style="list-style-type: none"> ・新しく飼い始めた犬の登録手続きをしたい ・狂犬病予防注射の登録手続きをしたい ・飼い主の住所変更などの登録内容の変更手続きをしたい ・飼い犬が亡くなってしまい、登録の抹消手続きをしたい ・飼い猫の不妊・去勢手術に対する助成について ・飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対する助成について ・飼い猫のマイクロチップ装着に対する助成について ・ペットの防災について 	<p style="text-align: center;">秦野市生活環境課 Tel 86-6037</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなったペットを火葬したい ※動物霊園での合同火葬のため、遺骨は返却できません。 ・飼い主不明の動物の遺体を見つけた ※私有地内は回収できません。 	<p style="text-align: center;">秦野市環境資源対策課 Tel 82-4401</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットが行方不明になった ・飼い主不明のペットを保護した 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 秦野市生活環境課 Tel 86-6037 2. 県平塚保健福祉事務所 秦野センター Tel 82-1428 3. 県動物愛護センター Tel 58-3411 4. 秦野警察署 Tel 83-0110
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主不明の犬がうろうろしている 	<p style="text-align: center;">県動物愛護センター Tel 58-3411</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬が人や他の動物を噛んでしまった ・犬に咬まれてしまった 	<p style="text-align: center;">県平塚保健福祉事務所 秦野センター Tel 82-1428</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの飼い方やしつけなどについて相談したい 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県平塚保健福祉事務所 秦野センター Tel 82-1428 2. 県動物愛護センター Tel 58-3411
<ul style="list-style-type: none"> ・動物の遺棄・虐待を見つけた 	<p style="text-align: center;">秦野警察署 Tel 83-0110</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間にペットの体調が悪くなった 	<p style="text-align: center;">夜間救急動物医療センター Tel 59-5900</p>



人とペットの防災ハンドブック

平成 2 5 年(2013年) 7 月策定

平成 3 0 年(2018年) 8 月改訂

平成 3 1 年(2019年) 4 月一部修正

令和 3 年(2021年) 1 0 月一部修正

令和 4 年(2022年) 8 月一部修正

編集

秦野市環境産業部生活環境課

発行

秦野市桜町一丁目 3 番 2 号

電 話 0 4 6 3 - 8 6 - 6 0 3 7 (直通)

F A X 0 4 6 3 - 8 2 - 7 4 1 0